

議案第6号

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例

新居浜市特別会計条例（昭和39年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第1条第3号に規定する新居浜市工業用地造成事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）の令和4年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際旧特別会計に属する権利及び義務は、新居浜市一般会計に属するものとする。

提案理由

内港地区の造成及び引渡し完了したことに伴い、新居浜市工業用地造成事業特別会計を廃止するため、本案を提出する。